

## 13 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

(平成 19 年 3 月 23 日条例第 7 号)

改正 平成 19 年 10 月 16 日条例第 78 号 平成 20 年 3 月 25 日条例第 14 号  
平成 22 年 3 月 26 日条例第 10 号 平成 22 年 10 月 22 日条例第 38 号  
平成 25 年 12 月 27 日条例第 74 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 75 号  
平成 27 年 12 月 28 日条例第 75 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号

### 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、医師を確保しようとする県内の地域において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にするとともに、医師として初期臨床研修(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受け、又は初期臨床研修を修了した医師が専門医教育としての研修を受けることを支援し、もって県として必要な医師の確保を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医師養成奨学貸付金 次に掲げるものをいう。

- ア 修学貸付金 医学生(大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 1 項の大学をいう。以下同じ。))において医学を履修する課程に在学する学生をいう。以下同じ。)が要する授業料等の修学及び生活上の経費として貸与するもの
- イ 特定科目加算貸付金 修学貸付金の貸与を受ける医学生のうち、産婦人科その他知事が指定する特定診療科目(以下「指定特定診療科目」という。)の医師の業務に従事しようとする者について、修学貸付金に加えて貸与するもの

(2) 初期臨床研修特別貸付金 県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける医師で、初期臨床研修の修了後指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものが初期臨床研修を受ける場合に要する生活上の経費として貸与するものをいう。

(3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金 初期臨床研修を修了した医師が知事が認める専門の研修課程を有する県内指定支援医療機関において産婦人科その他知事が指定する特定診療科目について当該専門医としての高度な知識技能を修得することを目的とする臨床研修(当該臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。))において行われる臨床研

修を含む。以下「特定科目後期臨床研修」という。)を受ける場合に要する生活上の経費として貸与するものをいう。

- (4) 県内指定医療機関 医師を確保しようとする県内の地域において、医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる医療機関であって知事が別に定めるもの及び医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する医療機関の当該特定診療科をいう。
- (5) 特定科目県内医療機関 医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する県内の医療機関の当該特定診療科のうち、県内指定医療機関以外のものをいう。
- (6) 特別指定県内医療機関 専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科のうち、県内指定医療機関及び特定科目県内医療機関以外のものであって、知事が指定するものをいう。
- (7) 県内指定支援医療機関 県内指定医療機関に対し支援及び協力を行う県内の医療機関であって、知事が別に定めるものをいう。

(貸付金の貸与)

第3条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、医師養成奨学貸付金を貸与することができる。

- (1) 医学生であって、大学を卒業後県内指定医療機関において医師の業務(特定科目加算貸付金を貸与する場合にあっては、指定特定診療科目の医師の業務)に従事しようとするものであること。
  - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件
- 2 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、初期臨床研修特別貸付金を貸与することができる。
- (1) 県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける者(以下「初期臨床研修生」という。)であって、初期臨床研修の修了後県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものであること。
  - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
  - (3) 初期臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件
- 3 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与することができる。
- (1) 特定科目後期臨床研修を受ける者(以下「特定科目後期臨床研修生」という。)であって、当該特定科目後期臨床研修の修了後県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものであること。
  - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
  - (3) 特定科目後期臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

- 4 知事は、毎年度予算の範囲内で、第1項各号、第2項各号又は前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金(以下「貸付金」という。)を貸与する者を決定するものとする。
- 5 知事は、毎年度予算の範囲内で、第1項各号に掲げる全ての要件を備え、かつ、医師養成奨学貸付金の貸与を受けている者であって特定科目加算貸付金の貸与を受けていないものうちから選考の上、特定科目加算貸付金を貸与する者を決定することができる。

(貸付金の額等)

第4条 貸付金として貸与する金額及び期間は、次のとおりとする。

区分		金額	期間
医師養成奨学貸付金	修学貸付金	月 150,000円	当該大学の修学期間。ただし、6年(知事が特に認めたときにあつては、7年)を限度とする。
	特定科目加算貸付金	月 80,000円	
初期臨床研修特別貸付金		月 120,000円	当該初期臨床研修の期間。ただし、2年を限度とする。
特定科目後期臨床研修奨励貸付金		月 120,000円	当該特定科目後期臨床研修の期間のうち、知事が定める期間。ただし、3年を限度とする。

(貸与の一時停止)

第5条 知事は、貸付金の貸与を受けている者のうち医学生にあつては休学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき、初期臨床研修生又は特定科目後期臨床研修生にあつては長期にわたって当該初期臨床研修又は当該特定科目後期臨床研修を中断しようとするときは、貸付金の貸与を一時停止することができる。

(貸与の再開)

第6条 知事は、前条の規定に基づき貸付金の貸与を一時停止した場合において、当該貸付金の貸与を一時停止された者のうち医学生にあつては復学し、又は長期にわたる欠席をやめたとき、初期臨床研修生又は特定科目後期臨床研修生にあつては当該初期臨床研修又は当該特定科目後期臨床研修の長期にわたる中断をやめたときは、貸付金の貸与を再開することができる。

(貸与の取消し)

第7条 知事は、貸付金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 貸付金の貸与を受けることを辞退したとき。

- (3) 学業、初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の成績又は性行が不良であると認めるとき。
  - (4) 病気又は負傷のため大学の卒業又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の修了の見込みがないとき。
  - (5) 前条の規定に基づく貸付金の貸与の再開が認められないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、貸付金を貸与することが不相当であると認めるとき。
- 2 知事は、規則で定めるところにより、特定科目加算貸付金の貸与を受けている者から申請があったときは、特定科目加算貸付金の貸与を取り消すものとする。

(償還)

第8条 貸付金の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸与の期間が満了したとき又は前条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸与を取り消されたときは、直ちに、貸与を受けた貸付金(同項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を取り消された場合にあつては、当該特定科目加算貸付金に限る。以下この条において同じ。)を償還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金を貸与した期間(貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。)の2倍に相当する期間に限り、貸付金を分割して償還させることができる。
- 3 前2項の規定により償還しなければならない貸付金には、規則で定めるところにより、貸与を受けた日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年10.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、次条第3項の規定に基づき貸付金の償還を猶予した期間については、利息を付さないものとする。
- 4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(償還の猶予)

第9条 知事は、次の各号に掲げる貸付金について、借受者が貸与の期間が満了した後又は第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸与を取り消された後において当該各号に掲げる要件に該当することとなったときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の償還を猶予することができる。ただし、償還を猶予する期間は、初期臨床研修を修了した後15年間を限度とする。

(1) 医師養成奨学貸付金

ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き大学に在学しているとき。

イ 大学を卒業した日から1年以内の期間において、医師の免許を取得しようとしているとき。

ウ 大学を卒業した日から1年以内に医師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後速やかに県内の医療機関において初期臨床研修を受ける(医師法第6条

第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。)とき。

エ ウの初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けるとき。

オ エの特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務(特定科目加算貸付金にあっては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。)に継続して従事するとき。

カ ウの初期臨床研修を修了した後又はエの特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事するとき。

キ ウの初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けるとき。

## (2) 初期臨床研修特別貸付金

ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き初期臨床研修を受けているとき。

イ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けるとき。

エ ウの特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

オ ウの特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

カ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けるとき。

## (3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金

ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けているとき。

イ 当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

ウ 当該特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

- 2 前項各号(第1号ア及びイを除く。)の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をしたときは、当該期間(使用者が就業規則等により産前産後の休業として認めた期間を含む。次条第2項において「産前産後休業期間」という。)については、継続して研修を受け、業務に従事している期間とみなす。
- 3 知事は、第1項各号(第1号ア及びイを除く。)の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定に基づき育児休業をしたときは、規則で定めるところにより、当該期間(同法の規定の適用を受けない者にあつてはこれに準ずる期間とし、事業主が就業規則等により育児休業として認めた期間を含む。)について、貸付金の償還を猶予することができる。
- 4 知事は、第1項第1号の規定により医師養成奨学貸付金の償還の猶予を受けている特定科目加算貸付金に係る借受者が、同号に規定する特定科目加算貸付金に係る償還の猶予の要件を満たさなくなり、かつ、修学貸付金に係る償還の猶予の要件を満たしているときは、当該借受者に係る特定科目加算貸付金を償還させ、及び修学貸付金の償還を猶予することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは、「特定科目加算貸付金」とする。
- 5 第1項及び前2項に規定する場合のほか、知事は、貸付金の償還を猶予することが適当であると認めたときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の償還を猶予することができる。

(償還の免除)

第10条 知事は、次の各号に掲げる借受者が当該各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸付金の償還を免除するものとする。

(1) 医師養成奨学貸付金に係る借受者

ア 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間(医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。))が2年未満の借受者にあつては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸

付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあつては2年、4年以上5年未満の借受者にあつては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあつては3年、6年以上の借受者にあつては3年6箇月を限度とする。

(ウ) 当該特定科目後期臨床研修を受けた期間(当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科を含む。))において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除き、当該期間が4年を超えるときにあつては、4年とする。)の2分の1に相当する期間

(エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

イ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務(特定科目加算貸付金にあつては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。)に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあつては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間

(イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあつては2年、4年以上5年未満の借受者にあつては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあつては3年、6年以上の借受者にあつては3年6箇月を限度とする。

(ウ) 当該やめた特定科目後期臨床研修を受けた期間(当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科を含む。))において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除く。エの(ウ)において同じ。)と県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間(特定科

目 県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除く。(エの(ウ)において同じ。)とを通算した期間(当該通算した期間が4年を超えるときには、4年とする。)の2分の1に相当する期間

(エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

ウ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあつては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間

(イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあつては2年、4年以上5年未満の借受者にあつては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあつては3年、6年以上の借受者にあつては3年6箇月を限度とする。

(ウ) 県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除き、当該期間が4年を超えるときには、4年とする。)の2分の1に相当する期間

(エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

エ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあつては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

- (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間
- (イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあつては2年、4年以上5年未満の借受者にあつては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあつては3年、6年以上の借受者にあつては3年6箇月を限度とする。
- (ウ) 県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間(当該通算した期間が4年を超えるときにあつては、4年とする。)の2分の1に相当する期間
- (エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。
- (2) 初期臨床研修特別貸付金に係る借受者
- ア 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間(初期臨床研修特別貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。))が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
- (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間
- (イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。
- イ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
- (ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間

- (イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。
- ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
- (ア) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間
- (イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。
- エ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
- (ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間
- (イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。

オ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間

(イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。

(3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者

ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。))が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

イ 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、直ちに当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、又は引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた後当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科

目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

ウ 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、直ちに当該特定科目後期臨床研修を修了し、又は引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた後当該特定科目後期臨床研修を修了し、その後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上3年未満の借受者にあつては1年6箇月、3年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

- 2 前項第1号ア(ア)から(エ)まで、イ(ア)から(エ)まで、ウ(ア)から(エ)まで及びエ(ア)から(エ)まで、第2号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び(イ)、ウ(ア)及び(イ)、エ(ア)及び(イ)並びにオ(ア)及び(イ)並びに第3号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)及び(イ)に規定する初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨床研修を受けた期間(同項第1号ア(ウ)及びイ(ウ)に規定する県内指定支援医療機関以外の医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除く。)又は医師の業務に従事した期間(同項第1号イ(ウ)及びウ(ウ)に規定する特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除く。)において産前産後休業期間がある借受者にあつては、当該産前産後休業期間を当該各規定の初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨床研修を受けた期間又は医師の業務に従事した期間とみなす。
- 3 知事は、前条第1項(同項第1号アからウまで及び同項第2号アを除く。)又は第3項から第5項(知事が特に認める理由による場合に限る。)までの規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が当該償還の猶予を受けている期間中に当該各項に規定する貸付金の猶予の要件を満たさなくなったときは、規則で定めるところにより、貸付金の一部の償還を免除することができる。
- 4 特定科目加算貸付金に係る借受者について第1項第1号、第2項又は前項の規定を適用する場合においては、当該借受者に係る修学貸付金及び特定科目加算貸付金のそれぞれについて貸付金の償還の免除を判定するものとする。
- 5 知事は、第1項及び第3項に規定する場合のほか、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したときその他貸付金の償還を免除することが適当であると認めたときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(延滞金)

第11条 借受者が正当な理由がなく貸付金(第8条第3項の規定により付される利息を含む。以下この項において同じ。)を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき貸付金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を計算する場合においては、第8条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成 39 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定によるこの条例の失効の日(次項において「失効日」という。)以前において、第 3 条の規定により貸付金の貸与を決定された者に係る当該貸付金の貸与については、同条から第 7 条まで及び第 12 条の規定は、当該貸付金の貸与が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 4 附則第 2 項の規定によるこの条例の失効の際現に償還の終わっていない貸付金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる第 3 条の規定により失効日後に貸与される貸付金の償還については、第 8 条から第 12 条までの規定は、附則第 2 項の規定によるこの条例の失効後も、なおその効力を有する。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則(平成 19 年 10 月 16 日条例第 78 号)

この条例は、規則で定める日(平成 19 年規則第 137 号で、平成 19 年 12 月 26 日とする。)から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 22 日条例第 38 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新たに貸付金の貸与

を決定する者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に医師養成奨学貸付金の貸与を決定した者のうち、当該者からの申出に基づき新条例第 10 条第 1 項の規定を適用することとする者にあつては、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の規定により貸与した医師養成奨学貸付金及び同日以後に新条例の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新条例の規定を適用する。

#### 附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 74 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第 4 項、第 2 条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例付則第 2 項、第 3 条の規定による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例附則第 5 項、第 4 条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例附則第 5 項、第 5 条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例附則第 2 項、第 6 条の規定による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例附則第 2 項及び第 7 条の規定による改正後の高知県工業用水道条例付則第 2 項の規定は、延滞金、延滞利子及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 75 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(同項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 27 年 12 月 28 日条例第 75 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例の規定(新条例第 9 条第 1 項ただし書を除く。)は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下この項において「旧条例」という。)第 10 条第 1 項第 1 号ア(ウ)に掲げる期間と新条例第 10 条第 1 項第 1 号ア(イ)に掲げる期間とを合計した期間、旧条例第 10 条第 1 項第 1 号イ(ウ)に掲げる期間と新条例第 10 条第 1 項第 1 号イ(イ)に掲げる期間とを合計した期間、旧条例第 10 条第 1 項第 1 号ウ(ウ)に掲げる期間と新条例第 10 条第 1 項第 1 号ウ(イ)に掲げる期間とを合計した期間及び旧条例第 10 条第 1 項第 1 号エ(ウ)に掲げる期間と新条例第 10 条第 1 項第 1 号エ(イ)に掲げる期間とを合計した期間は、それぞれ医師養成奨学貸付金を貸与した期間(医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。)が 2 年以上 4 年未満の借受者にあつては 2 年、4 年以上 5 年未満の借受者にあつては 2 年 6 箇月、5 年以上 6 年未満の借受者にあつては 3 年、6 年以上の借受者にあつては 3 年 6 箇月を限度とするものとする。

#### 附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例第 8 条第 3 項ただし書の規定は、施行日以後における育児休業に係る期間(新条例第 9 条第 3 項に規定する期間をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前における育児休業に係る期間については、適用しない。
- 4 新条例第 9 条第 2 項の規定は、施行日前における産前産後休業期間(同項に規定する産前産後休業期間をいう。)についても適用する。